

令和3年度  
荒川区教育委員会主要施策  
に関する点検・評価報告書

令和3年12月

荒川区教育委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の方法等について	2
	(1) 教育委員会の主要施策について	
	(2) 点検・評価対象事業	
	(3) 点検・評価の実施方法	
	(4) 学識経験を有する者	
	(5) 学識経験者の視察先	
3	対象事業の点検・評価	3～16
	目的・対象・事業概要・取組状況・課題 (4～8)	
	外部評価1 工藤洋路 氏 (9～11)	
	外部評価2 小川隆夫 氏 (12～15)	
	教育委員会の今後の取組み (16)	
	参考資料	17～28
	・【教育委員会の活動】	
	・【荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱】	

## 1 はじめに

平成19年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成20年度から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすために実施することになったものである。

本報告書は、同法に基づき、教育委員会の活動を振り返るとともに、教育委員会の主要施策について、教育委員会自らが点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して作成したものである。

### [参考] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検・評価の方法等について

### (1) 教育委員会の主要施策について

教育委員会では、平成19年に策定された荒川区基本構想を受け、学校教育の分野においても、これまで進めてきた取組の成果を踏まえ、教育をとおして区民の夢や心を育むための「子育て教育都市」を実現するため、これからの学校教育の在り方や施策の方向性を示すことを目的として、5～10年間の計画期間で、荒川区学校教育ビジョンを策定した。

そして、平成29年には、従来の荒川区学校教育ビジョンにおける成果と課題を分析し、今後の方向性を明らかにした上で、平成29年度からの10年間の計画期間とする新たな荒川区学校教育ビジョンを作成した。

そのうえで、荒川区学校教育ビジョンに示されている中長期目標を達成するために、荒川区学校教育ビジョンの3つの方向性に沿いながら、6本の施策の柱を推進していくための具体の取組内容を示した学びの推進プランも策定し、教育委員会の主要施策を明らかにしているところである。

### (2) 点検・評価対象事業

英語教育

### (3) 点検・評価の実施方法

ア 点検・評価は、教育委員会主要施策について、評価及び今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

イ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者の意見を伺う機会を設ける。

ウ 対象事業について、前年度の実績を中心に今年度の実施状況等を合わせて、点検・評価を行う。

エ 教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめ、報告書を荒川区議会へ提出するとともに、区民へ公表する。

### (4) 学識経験を有する者

教育に関し学識経験を有する方に集まっていただく機会を設け、区立小・中学校を視察の後、御意見等をいただいた。

くどう ようじ  
工藤 洋路 氏 玉川大学文学部英語教育学科 教授

おがわ たかお  
小川 隆夫 氏 聖学院大学人文学部児童学科 特任教授

### (5) 学識経験者の視察先

尾久第六小学校及び尾久八幡中学校

### 3 対象事業の点検・評価

事業名	所管課
英語教育	指導室

<p><b>目的</b></p>
<p>小学校及び中学校の学習指導要領、荒川区学校教育ビジョン、荒川区小学校英語科指導指針等に則り、国際コミュニケーション能力を育成する。</p>
<p><b>対象</b></p>
<p>全小学校・中学校</p>
<p><b>事業概要</b></p>
<p>(1) 小・中学校英語教育の推進</p> <p>平成16年度に全小学校に英語教育アドバイザーを、平成19年度から全小・中学校に外国人英語指導員（NEA）を配置している。外国人英語指導員の配置により、児童生徒がネイティブの英語に接し、国際コミュニケーション力の向上を図るとともに、外国人とのかかわりをとおして、外国の生活や文化等についての理解促進を図っている。英語教育アドバイザーは、ティーム・ティーチングの補助的な立場として授業を行い、英語の授業における指導計画・授業内容に係る指導及び助言等を行っている。担任と英語教育アドバイザーが連携して外国人英語指導員と日常生活の中で会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成している。</p> <p>特に小学校における英語教育について、荒川区はこれまでも、旧構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、平成15年5月23日に認定を受け、小中一貫の英語教育を実践してきた。平成16年度以降は、先進的に第1学年から英語の授業を行い推進してきた。令和元年には、小学校の英語の教科化を受け、英語教育の充実をより一層図るため、荒川区小学校英語科指導指針を改定するとともに荒川区版Lesson Planを作成した。本指針等に基づき、令和2年度から、各小学校において英語教育を実践している。</p> <p>(2) 荒川区学力向上のための調査 ※平成14年度から実施</p> <p>区立小・中学校に在籍する児童生徒の学習内容の定着状況を把握するため、学習到達度を測るとともに、学習習慣や学習に対する意識を測るための調査を4月・12月に独自に行い、調査結果の分析をとおして教員の授業改善につなげている。英語については、令和2年度まで、中学生のみで調査を実施した（中学1年生については12月実施）。小学校の英語の教科化に伴い、令和3年度からは、小学6年生及び中学1年生についても4月に実施している。</p> <p>(3) 英語教育重点校 ※平成15年度から実施</p> <p>小・中学校で重点校に指定された学校が、英語教育について研究を行い、区内の学校に対して、授業及び研究成果を公開することで、広く荒川区の教員の英語教育における資質向上を図り、もって学校における英語教育の充実を図っている。</p>

(4) ワールドスクール

※小学校については平成16年度から実施

英語教育の一環として、小学校6年生のうち希望者（定員140名）が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員とともに4泊5日の共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図っている。

※中学校については平成20年度～24年度は小学校と合同で実施し、平成28年度以降は行先を秋田市に変更して実施

中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力の下、公立大学国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラム（2泊3日）に希望者（定員30名）が参加し、コミュニケーション能力の一層の向上を図っている。

(5) 学校パワーアップ事業 ※平成19年度から実施

確かな学力の定着・向上や学校教育ビジョンの掲げた教育活動を充実させるため、各校が様々な事業を計画・実施している。

また、放課後等に全小・中学校で、あらかわ寺子屋事業として対象の児童・生徒に対して補充学習を実施し、基礎的・基本的な学力の定着を図っている。

(6) 英語検定受検料補助 ※令和元年度から実施

区立中学3年生の希望者を対象に、英語の4技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的にとらえることができる実用英語技能検定の受検費用の全額補助を行うことで、実用英語技能検定の受検機会を確保し、総合的な英語力を育成している。

(7) 中学1年生の基礎学力向上事業 ※令和2年度から全校実施

区立中学1年生の希望者等を対象とし、夏季休業期間を中心に各生徒の学習到達度に合わせた補習の機会を全中学校において設ける。英語及び数学の2教科を重点教科とし、一人ひとりの学習到達度に合わせた内容とすることで、基礎的・基本的な学力のさらなる向上及び学習習慣の定着を図っている。

(8) 教員等の研修

小学校の新規採用教員（期限付き教員を含む。）や、本区に転入してきた教員、荒川区の小学校で英語指導が1年目の教員を対象に、英語実技研修を実施している。その他、小学校英語担当教員連絡会（各校1名）及び英語教育アドバイザー研修を実施している。さらに、荒川区での指導歴が奇数年数の小学校教員を対象とした、英語夏季集中研修等を実施している。

## 取組状況

### (1) 小・中学校英語教育の推進

英語教育アドバイザー18名を小学校全24校に配置した。

外国人英語指導員は、小学校については、5月から1月の9カ月で1学級あたり年間約31時間（英語教育重点校は1学級あたり年間約51時間）配置し、中学校については、小学校と同じ期間に常駐（1週あたり1日7時間45分×5日）した。

### (2) 荒川区学力向上のための調査

令和2年7月27日から8月5日まで及び12月14日から18日までに、全小・中学校において本調査を実施した。

令和2年度の調査結果

中学校（英語） (%)

		1年生	2年生	3年生
全国	平均正答率	62.6	62.7	60.8
区	平均正答率	69.1	64.7	60.5
	全国平均より 正答率が高い 設問数（率）	31問中 29問 (93.5)	32問中 24問 (75.0)	32問中 14問 (43.8)

小学校

英語の授業は、楽しい。	3年生	4年生	5年生	6年生
とてもあてはまる	45.2	37.5	33.6	23.3
まああてはまる	28.4	32.2	35.1	31.5
あまりあてはまらない	15.1	19.4	17.0	26.7
まったくあてはまらない	8.5	10.3	13.5	15.0

※令和3年度の調査結果（英語）

小・中学校

	小学 6年生	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生
全国平均正答率	85.0	81.0	54.5	62.9
区平均正答率	84.5	82.5	57.1	62.1

### (3) 英語教育重点校

令和2年度には、尾久第六小学校及び赤土小学校の2校が重点校として研究を進めた。

令和3年1月29日（金）に尾久第六小学校が、研究発表を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期し、令和4年1月28日（金）に行う予定である。

(4) ワールドスクール

令和2年度は、小学校・中学校ともに新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

令和3年度は、小学校は区内小学校を活用して宿泊を伴わない形で実施し、中学校は連携先の秋田市や国際教養大学の感染状況等を踏まえ中止した。

(5) 学校パワーアップ事業

・小学校の取組

○東京グローバルゲートウェイにおける英語体験

○複数の外国人指導員を活用した「ワールドタイム」の実施

・中学校の取組

○外国人英語指導員を通年で配置

○あらかわ寺子屋事業（基礎基本の定着を図る学習、英検受検に向けた学習）

(6) 英語検定受検料補助

令和2年度実績

（新型コロナウイルス感染症の影響により例年より受検者が減少）

- ・中学校3年生 1, 058名中 453名が受検（42.8%）  
合格者 253名（55.8%）

受検級	受検者数	合格者数
2級	17名	6名
準2級	116名	55名
3級	312名	186名
4級	8名	6名
計	453名	253名

（参考）令和元年度実績

- ・中学校3年生 1, 091名中 572名が受検（52.4%）  
合格者 302名（52.8%）

受検級	受検者数	合格者数
準1級	1名	1名
2級	21名	6名
準2級	129名	46名
3級	404名	240名
4級	15名	7名
5級	2名	2名
計	572名	302名

(7) 中学1年生の基礎学力向上事業

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季休業日の期間が短縮されたため、各校が実施可能な方法を選択し、「夏季休業期間」、「夏季休業期間と冬季休業期間に分割」及び「9月から順次ほぼ隔週により均等に分割」の3つの方法で全日程10日間実施した。

(8) 教員等の研修

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のとおり開催した。

- ア 英語実技研修は4回から1回に縮小
- イ 小学校英語担当教員連絡会は延期したうえで実施
- ウ 英語教育アドバイザー研修はオンライン等を併用して3回実施
- エ 夏季集中研修は中止（令和3年度は、オンラインを活用して実施）

課題

- (1) 令和2年度荒川区学力向上のための調査における意識調査では、小学校中学年では、英語の授業が楽しいと回答している児童が多く（小学校3年生73.6%＝とてもあてはまる45.2%+まああてはまる28.4%）、英語への関心が高いが、学年が進行するとともに、肯定的な回答の割合は減少している。
- (2) 同調査において、中学校に入学後2年生までは、全国平均を上回ることができた。3年生において全国平均を下回り、第3学年が最も全国との乖離があった。
- (3) 小学校における英語の教科化に伴い、中学校の英語教員の小学校段階での学習内容等の理解が不十分な状況であり、小学校から中学校における英語教育への円滑な接続が必要である。

課題（1）の背景については、小学校高学年において英語教育が外国語として教科化され、学習指導要領に「書くこと」が追加されたことで、学習内容の高度化が考えられる。児童の高い関心を継続させるための工夫が求められる。

課題（2）は令和2年度だけに見られた傾向ではなく、過去にも何度も見られた傾向であり、中学校において、小学校で培ってきた語彙や英語を聞く力だけでは、中学校第3学年で求められる水準にまでには至っていないため、語彙量の増加や文法理解を深めるための授業改善が求められる。

今後、区として、児童生徒に対して、英語の学習に対する意欲をもたせ続け、さらに向上させるための環境や取組を推進していく必要がある。

課題（3）の背景としては、令和2年度から小学校の英語の学習が教科化され、これまでの「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」だけでなく、「書くこと」まで学習内容として示された。中学校では、小学校のこれらの学習内容や学習方法を踏まえた指導が重要であるが、小学校の学習内容等への理解が十分でなく、円滑な接続という点では、今後研究をしていくことが必要である。

## 外部評価1 工藤洋路（玉川大学文学部英語教育学科教授）

### 1 小学校の外国語活動・外国語科の成果及び課題

荒川区では、小学校1年生から外国語活動を行うことにより、早い段階から英語に慣れ親しむ教育（いわゆる早期英語教育）を長年実践してきている。その成果は、音声から文字へと時間をかけて無理なく緩やかに移行できることや、日本語（母語）での認知的思考力が高まる前に英語を学ぶことにより母語に頼らず英語を理解できるようになることなどに表れている。この成果は、小学校段階にとどまらず、中学校においても、いくつかの授業を参観する限り、英語を聞くことにそれほど強い抵抗感を示す生徒があまり見られないことなど、授業の中の様々な場面で見受けられる。令和3年度から実施された中学校の学習指導要領では「授業は英語で行うことを基本とする」と明示されており、教師が英語で指示を出したり（いわゆるクラスルームイングリッシュの使用）、生徒と英語でやり取りを行ったり（いわゆるスモールトークの実践）することなどが、これまで以上に求められることから、この点において、学習指導要領で示されていることの達成に繋がっている。

小学校での英語教育の目的の1つとして、中学校以降の英語学習に対する肯定的な態度を育成することが挙げられるが、令和2年度に実施された「学習意識調査」によると、「英語の授業は、楽しい」という項目に対して、「とてもあてはまる」と回答した児童は、3年生から6年生で、順に45.2%、37.5%、33.6%、23.3%となっており、この4年間を通して20%少々の減少が見られる。学年が上がるに連れて、他教科も含めた様々な事柄への興味関心が生まれることにより、英語に対する意識が相対的に下がることは容易に想像がつくため、この減少自体は特に大きな問題点として捉える必要はない。ここで検討すべきことは、英語の授業の楽しさの要因は何かということである。これまで参観した小学校の授業では、教材や教科書に原因があるとも言えるが、ゲーム的な活動が学習の中心になっているケースが多かった。もちろん、小学校の低学年の児童の動機づけを高めるには、ゲーム的な要素は不可欠である。一方で、小学1年生から英語を学習しているため、年齢が上がるに連れて、英語の単純なゲームによって、英語の楽しさを感じる事が難しくなっていくと想定される。これまで参観した複数の授業では、ある程度知的レベルが高くなった高学年の英語の授業で、（日本語で行えば）非常に単純なゲームを行っているケースも見られた。知的レベルに合った内容を扱うことの重要性は、ゲーム以外にも、例えば、授業開始時の教師と児童のやり取りの場面からも見い出すことができる。いくつかの授業では、授業のウォーミングアップという目的以外の意図や意義がない中で、How's the weather today? - It's sunny. という無機質なやり取りを行っている場面を見ることがあった。低学年からこのやり取りを行っていれば、このやり取りは、高学年の児童にとっては、幼稚なやり取りとなる。中学校の授業にも同様に当てはまることではあるが、児童・生徒の知的レベルをあまり考慮せずに、コミュニケーションの必然性がないやり取りを行うことは、児童・生徒の動機づけを下げってしまう。ゲーム性の高い活動を優先的に行うのではなく、コミュニケーションの必然性があるやり取りを行う言語活動を実践することを指導の中心に据えることを心がけるとよい。

### 2 中学生の英語力についての分析と課題

「学力向上のための調査」の報告書によると、英語の試験において、中学1年生は

## 外部評価1 工藤洋路（玉川大学文学部英語教育学科教授）

ほぼすべての項目で全国平均を上回っているが、中学3年生では、全国平均を上回っている項目が半数程度に減少している。これは、小学校1年生からの英語教育のアドバンテージを中学校終了時まで活かせていないとも考えられるが、学力面では、中学校の途中段階で、小学校での学習の成果が及ぶ範囲が尽きるとも言える。このことから、特に中学2年生の英語の授業の在り方を再検討する必要がある。中学1年生までは、基礎的な文法事項しか学習しておらず、また、小学校からの学習方法の流れとして、各文法事項を表現としてそのまま覚えて使う（例：I ate pizza. の ate は、eat の過去形としての認識ではなく、「食べた=ate」という表現として認識）ことで、最低限のコミュニケーションが実現できる。一方で、このような一対一対応の暗記を誘発するような学習だけでは、多様な文法事項を徐々に学習し始める中学2年生においては限界があるため、暗記学習ではなく、「文法ルールを活用しながらコミュニケーションを行う」という方法に移行していく必要がある。このような学習方法（裏を返せば指導方法）の変換を意識した授業の実践が今後の課題であると言える。

文法ルールの習得とコミュニケーションの両立については、参観した複数の授業において、先生方が意識して指導をしている印象であった。文法指導だけではなく、言語活動を実践しようと試みており、この点は評価ができる。一方で、文法とコミュニケーションが別々に扱われている点が今後の改善点である。例えば、ペアワークやグループワークで任意のトピックについて生徒たちが英語で話すことは多く行われている印象であるが、この活動の後（あるいは活動をしながら）生徒が自分が話した英語の文法面を意識するような場面が授業ではあまり見られなかった。内容面と言語（文法）面の両方に教師がフィードバックを行うことが今後は求められる。

### 3 荒川区独自の目標設定への一提案

小・中学校ともに、各授業では児童・生徒の動機付けを高めつつ、学力の向上を目指した指導が行われている印象である。今後は、1つ1つの授業の向かう先、つまり、中長期的な目標に向かった授業展開を考える必要がある。参観したいくつかの授業では、その授業の目的は明確であったが、将来的にどのような力を育成するためにその授業を実践しているかが見えにくい部分があった。荒川区ではCAN-DOリストを作成済みであるので、このリストの活用方法を小・中学校の合同での研修会等で具体的に議論をすることで、中長期的な指導の改善に繋がる。また、小・中学校のそれぞれの出口（卒業時）で、関連した目標設定を行うと良い。例えば、「荒川区のウェブサイト、外国人向けの荒川区のおすすめスポットの紹介動画を載せる」といった具体的な取組を設定し、小・中学校の各学年末で行うべき英語の紹介のモデル動画を作成し、それを参照しながら授業を行うなど、校種間・校種内の接続を具体化する試みを行うことで、荒川区独自の英語教育の展開を見出すことに繋がる。その際に、タブレットの活用方法も提示するなど、GIGAスクール構想の実現に資する方策も考案することで、その付加価値が高まる。

### 4 教員研修の在り方の提案

教員研修は、これまでも、小中連携や新課程の指導や評価といったテーマで実践してきており、一定の効果は見られると感じている。一方で、教育委員会が主催の研修、

#### 外部評価 1 工藤洋路（玉川大学文学部英語教育学科教授）

荒教研が主催の研修、教員個人が自主的に参加する民間の研修など多様な研修が存在するため、体系性のある研修の実施に課題があると思われる。各教員が、どのような研修を受けたかについて、例えば、研修パスポート（仮称）という名で、小中同一の研修ノートを作成し、どのような研修を受けて、どのような学びを得たかを記入するフォーマットとして活用してもらうなど、より具体的な取組の実施を提案したい。また、このパスポートはオンラインでアップデート可能なもの（e-portfolio）であれば理想的である。研修の内容の一つの提案として、例えば、数年に一度は各教員が、荒川区の英語教育の全体像を理解するための研修（例：小学校1年生からの外国語活動の実践の共有等）を受講することを必須とする等、荒川区の英語教育をさらに周知していくことが、より良い英語教育の実践に繋がる。さらに、具体的な言語活動の作成といったような比較的短期的に成果が表れるような研修と、教員の全体的な英語力の向上といったような長期的に成果が表れるような研修とを、バランスよく受けていくような研修システムを構築していくとよい。

## 外部評価2 小川隆夫（聖学院大学人文学部児童学科 特任教授）

### 1 小・中一貫英語教育の推進（外国人英語指導員・英語教育アドバイザー・英語専科教員）

荒川区が全小・中学校に外国人英語指導員（NEA）を配置していることは、小学校学習指導要領外国語科の目標にある「外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」ことを日々の生活の中で実践することとして評価する。また、SDGsの考え方のベースにある「多様性の尊重」にも繋がる。SDGsでは目標4「質の高い教育をみんなに」で、接続可能な開発を促進するために、すべての学習者が、人権、ジェンダー、平等、グローバル・シチズンシップ、文化の多様性等の尊重につながる知識とスキルを身につけることを掲げているが、荒川区の児童生徒はこの目標に常日頃からアプローチしていることになる。

すなわち、外国人英語指導員が、学校内にいることは単に英語の学習に役立つだけでなく、生の異文化が常に子どもたちのすぐそばにあることになる。それによって料理、服装、建物、名物等の「目に見える文化」だけでなく、英語を話す人の価値観、常識、考え方等「目に見えない文化」に日常の中で触れることができる。これからの英語教育は単に英語を話すことではなく、日本語と違う文化を理解しコミュニケーションに使うこと、つまり異文化コミュニケーションが目的となる。その観点からも外国人指導員を全校に配置していることは価値あることであり高く評価したい。

英語教育アドバイザーは小学校教員が円滑に外国語の授業を実施するための支援を行っている。平成16年度から配置されたアドバイザーはこれまで荒川区の小学校英語教育の土台を固めるために大いに貢献してくれた。アドバイザー研修で接すると、各アドバイザーはそれぞれの学校の特徴、担任の性格や力量を把握した上、英語で授業が進められるように支援していることが分かった。しかし、アドバイザーは英語の専門家であるが、さらに良い支援を行うために学習指導要領の理解や理論に沿った小学校英語指導法の研修が必要である。

小学校英語専科教員は荒川区に現在2名いるが、彼らは多くの小学校担任に信頼されており、英語教育へのモチベーションを向上させることに貢献している。それは英語専科教員が学級担任としても確かな実力を持ち十分な経験を積んでいることに起因する。小学校の英語専科は単に英語が得意で指導力があるだけではなく、小学校文化を理解しかつ担任の気持ちを理解する必要がある。またその役割として自ら良い授業実践を行うだけでなく、良い実践を広めなくてはならない。区内の英語専科教員は教員研修にも積極的にに関わり、自らの授業を公開（動画の場合もある）するとともに、指導のポイント等を提供し、それらを元に参加者が話し合うことで実り多い研修会を実現している。これから英語専科教員の数が増える予定であるが、学級担任としての力量があり、外国人英語指導員、英語教育アドバイザー、そして、多くの担任教員とのコミュニケーションが円滑に取れる意欲的な人材が望ましい。

### 2 英検の受検料補助

荒川区は中学3年生に実用英語技術検定の受検料の補助を行っているが、受検料

## 外部評価2 小川隆夫（聖学院大学人文学部児童学科 特任教授）

の値上げが毎年続き、平成30年度に4級が2,600円、3級が3,800円だったものが、令和3年度には4級が4,900円、3級が7,900円と大幅に上がった。受検料補助制度は受験を目指す生徒にとっては勉強への意欲を高め、総合的な英語力の育成に繋がっており継続されることを願っている。

### 3 教員研修

7月の教員研修はオンラインにより評価の研修が行われた。参加者は各学校から参加したが、画面越しであってもしっかりと意見交換することができた。少人数のオンライン研修は一人ひとりを大切にしたい研修になり効果的であった。これからは研修の特性に応じて、対面研修、両方を活用したハイブリッド研修、オンライン研修の3種類を使い分けることが効率的な教員研修になると考える。

### 4 小学校ワールドスクール

平成16年度から実施されてきた小学校ワールドスクールは、令和2年度はコロナ禍により中止となったが、令和3年度は8月23日（月）及び24日（火）の2日間、荒川区立第三瑞光小学校において通学方式で実施した。区内の小学校から6年生が66名参加し、10グループに分かれて12名の外国人英語指導員と日本人指導員、生活指導担当教員のもと、初日に5時間のレッスンを実施、翌日にグランドフィナーレの準備を行い、午後に体育館のステージ上でグループごとに発表を行った。他校の児童、指導者と小グループで2日間を共に過ごし、英語に十分触れられたことは情意面でも参加者を大きく成長させたと考える。実施後のアンケートでは児童及び保護者ともに高い評価を得た。

ワールドスクールにおいて子どもたちが鍛えられるのはコミュニケーション能力である。子どもが英語でコミュニケーションを行うには「言葉を知っている能力」と「言葉を使う能力」が必要である。単語や表現や発音という英語を知る能力だけを磨いても、英語を使う能力は伸びない。英語を使う能力を伸ばすためには他者との交流、インタラクション（相互交流）をたくさん経験することが必要である。小学生のうちに短期間に集中して多くの外国人英語指導員、同級生、日本人指導員等とのインタラクションを経験することで、参加者はコミュニケーション能力を鍛える貴重な体験をすることができる。ワールドスクールは荒川区の誇るべき行事であり、これからも継続されることを切望している。

### 5 「荒川区学力向上のための調査」（中学校）の結果

視察校の中学校教員からは1年生は英語に積極的に向かう姿勢があり英語に慣れているとの報告を受けた。しかし、「荒川区学力向上のための調査」（中学校）において平成30年度から令和元年度の活用項目において2学年が目標値を下回っていることが課題になっている。吉田（2017）※によれば、生徒が英語に苦手意識を持ち始める時期はだいたい中学2年生位と高校1年生であり、まさにこれに合致する。また、中学校の新学習指導要領では中学校外国語科の課題を次のように述べている。

※参考文献 吉田研作（2017）『小学校英語教科化への対応と実践プラン』教育開発研究所。

授業では依然として、文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれ、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組、特に「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が適切に行われていないことや「やり取り」・「即興性」を意識した言語活動が十分ではないこと、読んだことについて意見を述べ合うなど、複数の領域を統合した言語活動が十分に行われていないことなどの課題がある。

（中学校学習指導要領（平成29年告示）解説外国語編、P.6）

荒川区においても中学校では本課題を十分に意識した授業のデザインと取組、そして振り返りが必要と考える。

## 6 荒川区英語教育重点校

新学習指導要領では「言語活動を通して」がキーワードである。言語活動は「実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う」活動であるが、重点校を視察してまさにこれが貫かれていると感じた。小学校1年生から6年生まで言語活動を通して、コミュニケーションの素地・基礎となる資質・能力を育成している。また、授業は「荒川区小学校英語科 Lesson Plan」をもとにして重点校の児童の実態に沿った工夫を加味して展開していた。本重点校の発表会に参加することは区内のみならず全国からの参加者にとっても大きな収穫になるであろう。

## 7 荒川区小学校英語科 Lesson Plan

荒川区の小学校英語科 Lesson Plan は1年生から6年生まで全学年で構成されて、5年生及び6年生は教科書に準拠している。これは荒川区独自のプランであり貴重なものである。本 Lesson Plan によって授業の展開方法を示すことで、荒川区内の全小学校が同一品質の授業を実施できていることを評価する。

しかし、Lesson Plan の作成は担当者に多くの負担がかかることは想像に難くない。高学年の教科書が改訂された際は教科書の Lesson Plan を主に活用する等、効率の良いバージョンアップの方法を考える必要がある。

## 8 まとめ

荒川区の英語教育は外国人英語指導員及び小学校における英語教育アドバイザーの配置、小・中ワールドスクール実施など他区に追随を許さないような様々な施策に支えられ、児童生徒の英語コミュニケーション力の向上に貢献している。また、視察で出会った教員や研修に参加する教員には区の英語教育を推進させようとする強い意欲が感じられた。

これからの課題としては小・中学校の英語教育の接続を推進させることである。小学校は令和2年4月に新学習指導要領が全面実施になり外国語活動が中学年に、教科としての外国語科が高学年に導入された。小学校は教科化によって教科書ができ既述のように教員が荒川区独自の Lesson Plan を作成し意欲的に英語教育を推進している。しかし、今年度から新学習指導要領が全面実施となった中学校は、各指

## 外部評価 2 小川隆夫（聖学院大学人文学部児童学科 特任教授）

導者の裁量に任されていることが多くどのように変化しているのか、小学校からどこが接続しているかが見えにくい。

令和3年度から、小学校・中学校がともに新学習指導要領に沿って授業を行うことになり、小学校外国語科が中学校外国語科に接続することがさらに重要となり、中学校では生徒が小学校で身に付けた力を使いながら英語学習に取り組むことになる。小学校の学びを生かした中学校英語のあり方、中学校でさらにその力を伸ばすためには接続という視点は外せない。

平成30年度「英語教育実施状況調査」概要（文部科学省）によると、生徒の英語力に関する指標と相関が見られる調査項目において、生徒の英語力を高める上で、小中連携の実施（特に小中連携カリキュラム）に強い相関が見られることが分かった。これは絶対ではないが生徒の英語力を高めるために小中の連携の実施が役立つということである。連携の形態は、情報交換（授業参観、年間指導計画の交換等）、交流（指導方法等についての検討会、参観後の研究協議会等）、小中連携したカリキュラム作成等と分けられるが、荒川区においては区内の小中学校で必要とされる連携の形態から模索し徐々に小中連携を強めていくことが望ましい。また、弱い相関が見られる項目についても研究、推進したいものである。特にICT教育を推進してきた荒川区では「話すこと」の言語活動に積極的に活用する研究なども進めることで生徒の英語力は高まるものと考えられる。

※外部評価は、令和3年9月から10月にかけて実施した。

## 教育委員会の今後の取組み

### 【小学校における英語教育の充実について】

人的資源となる外国人英語指導員及び英語教育アドバイザーを各校に配置し、英語を活用してコミュニケーションを多く図る場面を設けるとともに、児童が異文化に触れる機会を確保していく。また、英語教育アドバイザーが学習指導要領の理解を深め、その理念に沿った英語指導法の習得を目指す研修を行っていく。

### 【中学校における英語教育の充実について】

生徒に対して、英語の学習に対する意欲をもたせ続け、さらに向上させるための環境や取組を推進し授業改善を図っていく。具体的には、英語教育重点校の成果報告会に参加する小学校英語との接続を意識した取組や、指導教諭による模範授業を参観するなど、中学校英語教員の資質向上を図っていく。

### 【小・中学校の接続について】

現在も荒川区教育研究会英語部で取り組んでいる小・中学校の授業を互いに参観し合う機会等を活用して、それぞれの学習指導要領への理解を深める取組を推進していく。また、研究授業の講師より小学校英語から中学校英語の接続の重要性を御指導いただき、9年間を見通した英語指導の充実を図っていく。

### 【教員研修について】

現在実施している英語実技研修、小学校英語担当教員連絡会、英語夏季集中研修については、参加する教員にとって実りある研修となるように、実施方法や内容を工夫しながら行っていく。また、実施形態についても、集合とオンラインを併用し、受講者にとって、有益な内容となるよう工夫していく。

## 参考資料

# 教育委員会の活動

## 1 教育委員会の構成

教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員から組織される合議制の執行機関である。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、保健、給食、学習指導などに関する事務を処理している。

任期は、教育長が3年間、教育委員が4年間であるが、再任も認められている。

(令和3年4月2日現在)

職名	氏名	委員の任期
教育長	高梨 博和 (元区民生活部長)	自 令和 2年4月2日 至 令和 5年4月1日
教育長 職務代理者	繁田 雅弘 (東京慈恵会医科大学教授)	自 令和 元年7月7日 至 令和 5年7月6日
委員	長島 啓記 (早稲田大学教授)	自 令和 元年7月7日 至 令和 5年7月6日
委員	坂田 一郎 (東京大学教授)	自 令和 3年4月2日 至 令和 7年4月1日
委員	小林 敦子 (早稲田大学教授)	自 令和 3年4月2日 至 令和 7年4月1日

## 2 教育委員会の会議

原則として毎月、第2・第4金曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会及び協議会を開催している。

定例会及び臨時会については原則公開し、開催予定や傍聴の案内等を荒川区ホームページに掲載している。また、平成22年分以降の会議録については、情報提供コーナーでの自由閲覧及び荒川区ホームページへの掲載を行い、区民の知る権利の保障と利便性の向上、教育委員会活動の透明性の向上や説明責任の発揮等を図っている。

令和2年度は定例会22回、協議会13回、文書付議4回の合計39回を開催した(詳細は別表1のとおり)。また、議案件数は31件(前年比8件減)、報告事項は77件(前年比14件増)となっている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間を中心に、定例会及び協議会をオンラインで実施した。

### 3 教育委員会の活動状況

教育委員は、例年、学校行事を始めとする教育委員会行事等に積極的に出席し、教育行政の現状把握に努めるとともに、関係者への激励を行っているところであるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、教育委員会行事への出席や区立小中学校訪問等は見合わせた。

別表1 令和2年度 教育委員会の会議の開催状況

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
4月10日	定例会 (7)	休会	
4月13日	文書 付議	報告	臨時休業期間の再延長について（新型コロナウイルス感染症対応）
			令和2年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について
			令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択について
			荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について
			荒川区立中学校への特別支援教室の設置について
荒川区立第三中学校への特別支援学級の設置について			
4月24日	定例会 (8)	17	荒川区社会教育委員の委嘱について
		18	令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について
		報告	新型コロナウイルス感染症対策について
5月8日	定例会 (9)	報告	新型コロナウイルス感染症対策 区立幼稚園、こども園、小中学校の今後の対応方針について
5月22日	定例会 (10)	19	令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について
		20	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について
		報告	6月からの教育活動の再開について
			ゆいの森あらかわ・地域図書館の再開について
			第13回柳田邦男絵本大賞の実施について
専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について			
6月12日	定例会 (11)	21	荒川区立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
		22	（仮称）新尾久図書館建築工事請負契約の一部を変更する契約に対する意見の聴取について
		23	荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
		報告	6月15日（月）からの登校（園）について
			ゆいの森あらかわ、地域図書館、荒川ふるさと文化館の段階的な再開について
荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について（人形頭・高久秀芳氏）			

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
6月26日	定例会 (12)	報告	新型コロナウイルス感染症対応について
7月10日	定例会 (13)	24	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		報告	荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス患者の発生について
			公立学校教職員の処分等について
			区議会定例会・6月会議について
			令和3年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について
			令和2年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について
伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について			
7月22日	定例会 (14)	報告	新型コロナウイルス感染症対策に伴う、令和2年度小学校移動教室の中止について
			令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会からの報告について
8月7日	定例会 (15)	25	令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択について
		26	令和3年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について
8月28日	定例会 (16)	27	令和2年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について
		報告	ゆいの森あらかわのこれまでの運営状況と今後の取組について
			新たな尾久図書館の運営方針について
9月11日	定例会 (17)	28	荒川ふるさと文化館の観覧無料化について（伝統工芸のPR事業の一環として）
		報告	荒川区立小学校児童における新型コロナウイルスに感染した患者の発生について
			荒川区立小学校における新型コロナウイルスに感染した患者の発生について
			臨時休業中における幼児児童生徒の様子についてのアンケート調査の結果
			荒川区立幼稚園の新入園児募集における学級編制基準について
			令和2年度「成人の日のつどい」の開催方法について
清里高原ロッジ・少年自然の家の指定管理者について			

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
9月25日	定例会 (18)	報告	区立小学校における新型コロナウイルス感染症対応について
			区議会定例会・9月会議について
			令和2年度における荒川区立幼稚園・こども園、小・中学校の研究活動について
			民法改正による成人年齢引き下げに伴う「成人の日のつどい」対象年齢について
			荒川ふるさと文化館企画展「江戸里神楽 松本源之助」の開催について
			令和2年度東京都功労者表彰受賞者の報告について
10月9日	定例会 (19)	報告	第13回柳田邦男絵本大賞の応募状況について
10月23日	定例会 (20)	29	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		30	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		31	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
		報告	荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生について
荒川区立中学校生徒における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生について			
令和2年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について			
			学校パワーアップ事業の成果報告及び実施計画について
11月13日	定例会 (21)	報告	荒川区立中学校生徒における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生について
			令和2年度荒川区教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について
			公立学校教職員の措置等について（報告）
11月24日	文書 付議	32	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
11月27日	定例会 (22)	33	荒川区社会教育委員の委嘱について
		報告	令和2年度東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞受賞者の報告について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
12月11日	定例会 (23)	報告	荒川区立幼稚園における新型コロナウイルスに感染した患者の発生報告及び濃厚接触者のPCR検査の結果について
			区議会定例会・11月会議について
			令和2年度東京都公立学校校長職候補者選考及び教育管理職選考合格者について（報告）
			令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者について（報告）
			第13回柳田邦男絵本大賞懇親会、表彰式及び講演会の開催について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の選考結果について
12月25日	定例会 (24)	休会	
12月28日	文書 付議	報告	荒川区立中学校における新型コロナウイルスに感染した患者の発生報告及び濃厚接触者のPCR検査の結果（全員陰性）について
			荒川区立こども園における新型コロナウイルスに感染した患者の発生及び濃厚接触者のPCR検査の結果（全員陰性）について
1月8日	定例会 (1)	1	荒川区社会教育委員の委嘱について
		報告	新型コロナウイルス感染症について
			第13回柳田邦男絵本大賞の受賞者について
			荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）のヒアリングについて
			令和2年度成人の日のつどいの会場開催の中止について（区長の祝辞等のオンライン配信による開催）
			令和2年度奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会の実施方法について
1月22日	定例会 (2)	2	令和3年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について
		3	荒川区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
		4	「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第2期（令和3年度～令和5年度）」策定について（案）
		報告	荒川区立小学校における新型コロナウイルスに感染した患者の発生報告及び対応について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
2月12日	定例会 (3)	5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
		報告	新型コロナウイルス感染症について
			「荒川区子ども読書活動推進計画(第四次)」の素案について
2月26日	定例会 (4)	報告	「荒川区学校教育ビジョン 学びの推進プラン 第2期(令和3年度～令和5年度)」策定の報告について
			令和2年度荒川区生涯学習推進計画(第三次)の進捗状況について
3月12日	定例会 (5)	報告	区議会定例会・2月会議について
			令和2年度荒川区教育委員会褒賞について
			令和2年度荒川区教職員表彰について
			修学旅行の中止に伴う代替の校外学習等について
			「あらかわ・ハイブリッド・ラーニング」(Ver.2)の実現に向けた取組について
3月26日	定例会 (6)	6	荒川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
		7	荒川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
		8	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		9	荒川区教育委員会事務局の人事について
		10	指導主事の任用について
		11	荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について
		12	令和2年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について
		13	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について
		報告	荒川区立小学校児童における新型コロナウイルスに感染した患者の発生について【第二報】
			令和3年度予算における教育委員会主要事業について
			荒川区文化財保護推進員の委嘱について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
			奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の結果について
令和3年度社会教育関係団体への補助金について			
3月31日	文書 付議	14	荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

## イ 協議会

月 日	種別	内 容
4月24日	定例会後	新型コロナウイルス感染症対策について
5月8日	定例会後	新型コロナウイルス感染症対策について
		荒川区立図書館ロゴマークに係る投票結果について
5月22日	定例会後	新型コロナウイルス感染症対策について
7月10日	定例会後	中学校の教科書採択について（要望書）
10月9日	定例会後	荒川総合スポーツセンター視察
11月13日	定例会前	荒川区子ども家庭総合センター視察
11月27日	定例会後	ふるさと文化館企画展「江戸里神楽 松本源之助一國重要無形民俗文化財 江戸の里神楽 松本社中一」視察
12月23日	単独実施	市町村教育委員会オンライン協議会
1月8日	定例会後	第18回全国地域映像コンクール受賞の報告について
		伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術のユネスコ無形文化遺産への登録について
		市町村教育委員会オンライン協議会の報告について
1月22日	定例会後	新尾久図書館について
		区長からの意見聴取の実施方法について
2月26日	定例会後	新型コロナウイルス感染症の感染状況について
		区長からの意見交換の実施方法について
		オンライン開催となった成人の日のつどいの状況について
3月12日	定例会後	令和3年度教育施策連絡協議会の出欠について
3月26日	定例会後	区長への意見の要約文について
		教育委員任命式について

別表2 令和2年度 荒川区教育委員会委員の活動実績（教育長除く。）

月 日	内 容
4月24日	教育委員会定例会
4月24日	教育委員会協議会
5月8日	教育委員会定例会
5月8日	教育委員会協議会
5月22日	教育委員会定例会
5月22日	教育委員会協議会
6月12日	教育委員会定例会
6月26日	教育委員会定例会
7月10日	教育委員会定例会
7月10日	教育委員会協議会
7月22日	教育委員会定例会
8月7日	教育委員会定例会
8月28日	教育委員会定例会
9月11日	教育委員会定例会
9月25日	教育委員会定例会
10月9日	教育委員会定例会
10月9日	荒川総合スポーツセンター視察
10月23日	教育委員会定例会
11月13日	教育委員会定例会
11月13日	荒川区子ども家庭総合センター視察
11月27日	教育委員会定例会
11月27日	ふるさと文化館企画展「江戸里神楽 松本源之助一国重要無形民俗文化財 江戸の里神楽 松本社中一」視察
12月11日	教育委員会定例会
12月23日	市町村教育委員会オンライン協議会
1月8日	教育委員会定例会
1月8日	教育委員会協議会
1月22日	教育委員会定例会
1月22日	教育委員会協議会
2月12日	教育委員会定例会

月 日	内 容
2月26日	教育委員会定例会
2月26日	教育委員会協議会
3月12日	教育委員会定例会
3月12日	教育委員会協議会
3月26日	教育委員会定例会
3月26日	教育委員会協議会

## 荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱

20年11月26日制定  
20荒教庶第 635号  
教 育 長 決 定  
平成29年4月2日一部改正  
令和2年8月24日一部改正  
令和3年7月2日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

### (点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会主要施策とする。

### (点検及び評価の実施)

- 第3条 点検及び評価は、教育委員会主要施策について、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
  - 3 前年度の実績を中心に今年度の実施状況等を合わせて、点検・評価を行うものとする。
  - 4 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
  - 5 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、荒川区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

### (学識経験者等の知見の活用)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する学識経験者」を置く。

### (委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育部長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

令和3年12月

登録番号 (03) 0076号

**令和3年度荒川区教育委員会主要施策に関する  
点検・評価報告書**

発行 荒川区教育委員会事務局教育総務課  
〒116-8501  
荒川区荒川2-2-3  
TEL 03(3802)3111(代)



荒川区